

# 平成13年度 施策別取組方向

部局名：生活部 総合企画局 健康福祉部 教育委員会

| 施策番号   | 施策名            |            |                        |  |
|--|----------------|------------|------------------------|--|
| 111  | 人権施策の総合推進      |            |                        |  |
| <p>【2010年度の目標】<br/>                     県民の一人ひとりが、人間としての尊厳が重んじられるとともに、公平、公正で均等な機会が確保され、主体性、自主性を発揮しています。<br/>                     また、国籍や性差、年齢、異なった価値観を越えて、一人ひとりの個性、人格を認めつつ、共に生きる社会の実現をめざし、人権尊重の考え方が人びとの当たり前の行動規範に高まっています。</p> |                |            |                        |  |
| 項目   | 基準年度の状況        | 1999年度実績   | 2001年度の目標              | 2010年度の目標                                    |
| 意識のバリアフリーの推進<br>(人権意識の高揚)  | 不当な差別意識が存在します。 | 様々な啓発事業の実施 | 差別を許さない社会の実現に向かっていきます。 | 差別を許さない社会が実現しています。                           |
| 学校でのカウンセラーによる相談活動の実施率  | 1.4%           | 4.0%       | 30%                    | 子どもたちに悩みがある時、全ての学校で専門のカウンセラーに相談できるようになっています。 |

## 1 平成11年度取組

### (1) 平成11年度取組概要とその成果

#### (生活部)

・人権センターを中心にコンサートや人形劇など感性に訴える事業や、多くの県民から人権メッセージを募集するなど、さまざまな人権啓発事業を実施した。

・法務局や女性相談所など14の相談機関(12年度は21機関)と連携を図りながら、子どもの人権問題、患者の人権問題、同和問題など多様な人権相談を行った。

・三重県人権施策基本方針、人権教育のための国連10年三重県行動計画の進捗状況を把握するとともに、人権研修を進めるための参画型学習教材を作成した。

| 年度 | 年度別相談件数 |      |
|----|---------|------|
|    | 相談件数    | 増加率  |
| 8  | 137     | 100% |
| 9  | 196     | 143% |
| 10 | 339     | 247% |
| 11 | 471     | 344% |

#### (教育委員会)

・「三重県人権教育基本方針」の趣旨の周知を図る事業を(11、12年度で全教職員対象)実施し、人権教育推進のための基本的な方向性やあり方についての理解がなされた。同時に、人権教育推進検討委員会の「中間まとめ」を公表し、人権教育推進のためのカリキュラムや学習プログラムの具体的な方向性とあり方を示すことができた。また、「三重県人権教育基本方針」を補説するために、「人権教育指導資料」を作成し、各学校に配布した。

・いじめや不登校等児童生徒の問題に対応するため、スクールカウンセラー等による相談を実施した。

### (2) 平成11年度取組に対する問題点

#### (生活部)

・人権に関する知識については、一定の理解が進んだが、人権感覚や態度を身につけたり、主体的に差別をなくす行動には至っていない。今後工夫を凝らした啓発が必要である。

・人権相談件数の増加と相談内容の多様化により、人権相談の充実が求められる。

・効果的な人権施策を推進するため、国、市町村、庁内各課とより一層連携が必要である。

・人権研修を進めるため、様々な教材開発が必要である。

#### (教育委員会)

・「三重県人権教育基本方針」の趣旨の周知を図る事業を実施したが、人権教育推進

のための具体的な方向性やあり方について、学校現場での実践や研究報告によって示していく必要がある。また、「中間まとめ」を発表したが、学校及び地域社会で人権教育がさらに推進されるように、すべての教育活動にわたってカリキュラムや学習プログラムを作成することが必要である。

## 2 平成12年度の取組と成果見込み

(生活部)

- ・人権センターを中心とした様々な啓発活動を推進する。また多くの民間団体と協働して世界人権宣言等国際人権規約の普及を図る。
- ・多様化している相談内容に対応するため、関係機関で組織する人権相談ネットワーク会議の充実を図る。
- ・法務局、人権擁護委員などで組織する人権啓発ネットワーク会議に積極的に参加するなど、国、市町村、庁内各課との連携を図る。
- ・三重県人権施策基本方針、人権教育のための国連10年三重県行動計画の進捗状況を把握するとともに、事業の評価について検討する。
- ・人権研修を進めるための指導者マニュアルを作成する。

(総合企画局)

- ・平成12年度から13年度にかけ、人権の尊重並びに意識のバリアフリー化の推進に向け、戦略的な施策の推進を図るためのバリアフリー社会づくり10ヶ年戦略プランを作成する。

(教育委員会)

- ・「三重県人権教育基本方針」の趣旨の周知を図るため、残りのすべての教職員を対象に研修会(最終年度)を実施するとともに、人権教育推進検討委員会「中間まとめ」の趣旨をふまえ、実践研究を行う人権教育推進モデル校を指定し、人権教育推進のための具体的なカリキュラムや体系的な学習プログラムを示す「最終まとめ」の作成を行う。また、学習・啓発教材として人権教育アニメビデオの作成を行う
- ・スクールカウンセラーの配置を増やし、相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となった心の教育を推進する。

## 3 平成13年度以降に向けての取組方向

(生活部)

- ・人権侵害の実態把握

人権侵害については、新聞等で、女性に対するセクハラ、子どものいじめ問題や、女性、子ども、高齢者等に対する虐待、など毎日のように報道されているが、人権侵害は潜在化しやすいために、これまで三重県の人権侵害の実態は把握されていない。そこで、具体的な人権施策に取り組む基礎資料とするために、県内の人権侵害の実態把握を行う。

- ・人権啓発・教育の推進

人権侵害の実態把握や県民の人権意識調査に基づいて、障害者、同和地区住民、外国人、HIV感染者などに対する偏見や差別意識を解消するための効果的な人権啓発、教育を推進する。

- ・相談事業の充実

人権相談は、人権侵害による被害の救済等の対応の端緒として重要な意味を持っており、かつ、人権センターの人権相談業務では、年々の相談件数の増加と相談内容が多様化している。そのため、様々な人権相談に対応するため、関係機関との連携、相談員の資質の向上等、一層の相談体制の充実を図る。

(総合企画局)

- ・戦略プランに基づき、戦略的な施策の推進を図る。

(健康福祉部)

- ・医療関係者、福祉関係者に対する人権教育の促進など、障害者、高齢者、患者の人権問題に取り組む必要がある。

(教育委員会)

- ・人権教育推進検討委員会「最終まとめ」をもとに、人権教育研究指定校事業を推進するとともに、実践交流会を実施し、人権教育の拡充を図る。
- ・いじめや不登校などの問題に対応するため、心の教育の一層の推進を図るとともに、全ての中学校にスクールカウンセラーが配置できるようその継続と拡充を国に積極的に働きかけていきたい。